

指定都市市長会の地方六団体化について

平成23年7月28日
京 都 市

<課題>

**指定都市市長会は、いわゆる地方六団体と同格に位置付けられていない。
その結果、指定都市市長会の意見が届きにくい状況にある。**

例1 国と地方の協議の場に出席できない

地方側の構成員は地方六団体の代表とされており、指定都市市長会の代表は常任のメンバーにはなれない。

例2 指定都市市長会からの意見の申出について、内閣は回答義務を負わない

都道府県や指定都市に事務執行等を義務付ける法案が立案された場合、全国知事会からの申し出に対して内閣は回答義務を負うが、指定都市市長会からの申し出については、内閣は回答義務を負わない

地域主権型社会を実現するためには、地方の多様な声を国の政策に反映させる必要がある。

以下の特徴を持つ指定都市の意見が十分に反映されるよう、指定都市市長会を地方六団体と同格に位置付けるべきである。

- 事務、権限、能力の面から強い自立性を有している
- 基礎自治体としての役割だけでなく、都道府県の役割も一部果たし、市とも都道府県とも性質が異なる
- 全国の約2割の人口が集中している